

第2号様式（第12条関係）

令和2年度 第3回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和3年1月22日（金） 午前10時00分から午後0時35分
- 2 場 所 大和市役所第1分庁舎 3階 第3会議室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第

(1) 会長の互選等

- ・久保委員を会長に選任
- ・柴田委員を職務代理に指定

(2) 議 題

- ① 大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【総務部 管財課】

- ② 大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【都市施設部 下水道経営課】

- ③ 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（継続審議）

【総務部 総務課】

【市民経済部 市民課】

- ④ 保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）

【議会事務局】

6 議事要旨

(2) 議 題

- ① 大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

(担当課から説明)

- 委員 公有財産台帳管理システムの更新は毎年行っているのか。
- 担当課 公有財産台帳管理システムは土地、建物、工作物を管理している。更新の作業については、3年ごとの評価替えの時期だけでなく、台帳整備のため、毎年データが必要となる。
- 委員 データを更新する際に毎回、諮問されることになるのか。
- 事務局 今回の事案について1回諮問されて答申を受ければ、今後は、同様の事務の範囲内であるので再びの諮問は不要と考える。公有財産台帳管理システムの整備に関する事務の答申となるので、1回の答申でカバーできる。
- 会長 初めての諮問であるが、今まで全く利用していなかったのか。
- 担当課 当該データが個人情報に該当するという認識がなかった。家屋の外形などは個人情報に当たるということで、今回の諮問となった。
- 会長 今までも利用していたが、改めて審査会に諮問して意見を聴きたいということか。
- 担当課 そうである。
- 委員 市内全域となると道路についても対象となるのか。
- 担当課 道路については、別の所管課で管理している。管財課で管理しているのは、道路以外の土地、建物、工作物である。
- 会長 公有財産の敷地と周辺ということであれば分かるが、市内全域のデータを利用する必要性が分からない。
- 担当課 地番図のデータを使いたい部分だけにすると、新たに発注しなければならない。業者に依頼して加工する必要がある、費用的な面と、事務的に煩雑になるという点がある。財産については、売買や寄附で新たに取得することが随時あるので、市内全域のデータが必要であると考えている。
- 会長 前半の費用、事務の煩雑という話はよく分かるが、後半の売買や寄附はそんなにあるか疑問である。
- 事務局 事前配布資料の「公有財産管理台帳システムの整備について」の「2 個人情報の必要性」に「一部の情報だけでなく、市内全域の情報が必要」とあり、公有財産のみの情報だけではなく、やはり市内全域の情報が必要となることから、個人情報の目的外利用というところでの諮問である。
- 会長 なぜ必要かを聴いている。諮問事案になぜ必要なか理由が書いていないので説明を求めたら、二つのことを言われた。技術的に加工するのは費用が掛かるとのことと、資産税課で持っているデータを一度に全部もらったほうが煩

雑にならないということであった。寄附や売買が将来あり得るから全域を把握しておきたいということだが、必要があるときに必要な部分だけ取得すればよいという考えもあると思う。公有財産を管理すればよいので、常に全域を持っている必要がない気がする。

担当課 路線価などを把握するためにも必要かと考えている。

会長 周辺ならば分かる。全域ということの必要性が分からない。所有者の氏名も取得するのか。

担当課 取得しない。取得するのは地番図及び家屋外形データである。

公有財産については、財政状況の作成および公表に関する条例、予算決算会計規則において現在額を公表しなければならないことになっている。また、評価額を基に目的外使用の使用料に関する条例及び公有財産規則において貸付の金額の算定にも使用している。そういったことも含めて判断していただきたい。

会長 今までやってきたことかもしれないが、土地であれば、その地番の土地の近くに何があるか、評価額はいくらかということは参考になるかもしれないが、公有財産の管理のために建物の形状は必要なのかと思う。

委員 地番図は、住所ではなく地番が掲載され、名前の記載はなく家屋の形状だけが記載されているのか。

担当課 そうである。なお、公有財産台帳管理システムの利用範囲については、外部のものが見られる環境にはなく、庁内ネットワークで利用するものであり、IDとパスワードを設定しており、ログを記録してだれがどういった作業をしたか把握できる。

住宅地図は住所が掲載されているが、地番図については法務局や資産税課が使う底地番の図であり、住所を表示していない。

会長 市内全域の必要性があるのかという点が少し引っかかるが、あえて費用を掛けて加工する必要はないと思う。外部に漏れないシステムを構築しているということであり、資産税課からもデータの扱いについては注意するように言われていると思うので問題ないと思う。

事務局 今回の答申であるが、次回以降システムを更新するときについては諮問不要ということではいか。

会長 同じようなことであればよい。本件の諮問事案については適当と認めることでよろしいか。

【全員了承】

② 大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【都市施設部 下水道経営課】

（担当課から説明）

会 長 市民は地番現況図を閲覧できるのか。

担当課 閲覧できる。

委 員 データは長期に更新されていなかったのが必要なのか。今回必要となって初めて利用するのか。

担当課 下水道台帳管理システムは昨年度7月から運用しており、平成30年1月時点のデータを利用している。建築行為の際に宅地の下水道がどうなっているか確認するために閲覧したりするので、最新の情報に更新する必要がある。

会 長 いつから地番図を利用しているのか。

担当課 昨年度7月のシステム運用開始からである。

会 長 それまで資産税課の地番図を使っていなかったのか。

担当課 そうである。

会 長 公共下水道台帳図は従来からあったのか。地番が記載されているが、どこから得たものか。

担当課 システム導入前の公共下水道台帳図は紙ベースであり、道路台帳や住宅地図などの情報を重ね合わせて作成した。

会 長 地番図に電算センターやマンションの名称が記載されているが、個人情報には当たらないのではないか。地番は個人情報に該当するのか。

地番は法務局で誰でも見ることができる。筆の境界と番号は土地の取引に必要であることから公にしている。

事務局 法務局の公図は資産税課が所有している地番図とは違うものである。法務局のものは、登記変更しないと変わらないので古い登記情報の公図であるのに対し、資産税課は実態調査等により更新しているので最新の地番図となっている。法務局の地番情報は他の情報と照合することにより特定個人を識別することができるものなので個人情報であるが、公にしているものなので利用できるが、資産税課の地番図は公にしていないので、今回、目的外使用として諮問したものである。

会 長 地番はそもそも登記上の地番なのであって、違っているはずがない。古いとか新しいといっても分筆して初めて地番が新しくなる。資産税課は、図面を法務局から取得して、それを基に地番図を作っていると思う。

地番の番号は登記上のものが載るだけで、例えば建物が二つの地番にまたが

っている場合、地番が違うわけである。資産税課は地番が違って一つの敷地であれば一つの評価にするとということはある。そういうことで図面を作っている。地番そのものは法務局では変えないと思う。

そういう趣旨で新しいものがあるとすれば、個人情報だからということか。それ以上の意味はないということか。

事務局 今回の事務において対象となっている個人情報は地番「図」であって地番そのものではなく、地番「図」自体は資産税課により個人情報が付加されている。また、ここでいう地番「図」は登記上の公図とは別のものである。

事務局 次回、このシステムを更新するときは諮問せずということによいか。

会長 そのようにすることでよいか。本件の諮問事案については適当と認めることによろしいか。

【全員了承】

### ③ 保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（継続審議）

【総務部 総務課】

【市民経済部 市民課】

会長 議題（３）の一部開示決定の審査請求であるが、前回までいろいろ議論していただいた。事務局で作成した答申案に手を入れた。審査請求人が主張している、理由提示の不備と条例第１９条第５号イの該当性の二つについて、実質的には実施機関の主張に沿うような結論になっている。

理由提示のほうは、最後のところで、提示された不開示理由は十分であるとは言えないと、理由が欠けていることをちょっと控えた結論となっている。結果的には不備はないという結論となっている。

次の条例第１９条第５号イの該当性であるが、①と②の開示請求については請求されて開示した時点ではまだ継続していた案件であるので、これは問題なく「不当に害するおそれ」があるものと結論付けた。期間が確定して終了しているものや別の手続に移っているものがあることについても、理由を述べて開示することは市の当事者としての地位が害されるおそれがあり開示することはできないとし、問題はないとした。

理由提示について、審査会としてはもう少し分かりやすく事案に沿って書いたほうがよいのではないかとした。

付言であるが、一つは建前からすればそうであるが、大量に処理する中で実施機関の負担からすると分かればよいのではないかという意見も委員の中にはあるかもしれない。そこは委員の総意で決めてもよいと思う。そうとはいえ、

規定があり、理由提示の本来の在り方というものがあるわけであるので、せめてこれぐらいは書いてもよいのではないかということで書いた。

指令第3403号の①の理由の書き方であるが、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」と条文のとおりには書いている。やはりどれに当てはまるのかということはこの文章の中でもはっきりさせたほうがよいと思う。契約、交渉は関係ないわけで、争訟に係る事務に関して、争訟を具体的に、例えば「審査請求人との間に継続している訴訟に係る事務に関して市が当事者としての地位を不当に害するおそれ」があると具体的に書けばよいと思う。ただ条文を引用するのではなく、条文に本件を当てはめて分かりやすく書く、条文だけが書いてあると親切心というか理由の体裁を欠いているということで記載した。

委員 引用条文を間違えていたりしていたが、付言の指摘によってどの条文に当てはめるということに気付くのではないか。

会長 不開示の理由に該当する条文について、個人情報保護条例を情報公開条例と間違えて引用していたのは、受けるほうからすると軽々しく扱われているという印象となる。

委員 5ページの(3)の「審査請求人と市の間では、上記訴訟と全く関連がないといえない事実関係をもとにした複数の訴訟が係属している」であるが、「全く関連がない」という書きぶりはどうか。

会長 実際に起こされている訴訟の関連性はどうか。③だから慰謝料請求でよいか。

事務局 慰藉料請求事件と現に係属中の権利濫用事件がある。

この二つの関連性であるが、事件というのは審査請求人の本籍地記載の住民票を行政書士に交付したことによりプライバシーが侵害されたとする事件である。

係属中の権利濫用事件は、慰藉料請求事件に関連して、なぜ審査請求人の本籍地記載の住民票を行政書士に交付してしまったのかということに絡んで、行政書士からの職務上請求書に応じて交付したもので、士業からの職務上請求書は年間8,000件あり、形式的審査で住民票を交付した。慰藉料請求事件の裁判で市民課が年間8,000件の請求があり、形式的審査とすることに合理的理由があると主張したことから、審査請求人は本当に8,000件あるのか調べるために職務上請求書の情報公開請求を繰り返し大量に請求してきたことから実施機関の市民課が権利の濫用であるとして非公開決定をした。この非公開決定に対して取り消しを求めたのが権利濫用事件である。審査請求人の住民票を職務上請求に応じて行政書士に交付したことで権利濫用事件と慰藉料請求事件はつながっている。

会 長 今回の説明を聞いて、全く関連がないとは言えないとするのか、関連がある事件と言ってよいのか、それとも全くもって関連がないとは言えない、どういう印象を受けるか。要するに関連がないとは言えない。流れの中で関連はあるが、争点は、慰藉料請求事件は住民票を交付したことが問題で、もう一つの事件は権利の濫用で非公開としたことが問題、関連がないことはないが、関連の強さが微妙にあるような書き方になっているが、今の説明を聞いてもうちょっとあるというような印象を受けるか。実際問題、打合せの中では審査請求に対する市としての対抗策が全般的に話し合われているので、慰藉料請求事件だけの相談でなかったはずである。そういう意味では開示しない必要性は大きい。そこはあまり意識せず、このような微妙な表現になってしまった。「上記訴訟と関連がある事実関係をもとにした」というところまではなかなか言えないか。「全く」を取って「上記訴訟とは関連がないとはいえない」くらいがよいか、どうか。

委 員 最初の案件、発端は住民票の件からか。

事 務 局 そのとおりである。

委 員 そこが埋められないとずっと続くことになってしまうのではないか。

事 務 局 市民課が慰謝料請求事件、行政書士から職務上請求書に応じて住民票を交付した件であるが、その職務上請求書を廃棄してしまった。訴訟が係属しているにもかかわらず誤廃棄してしまったという件でも訴えられている。

委 員 市が審査請求人に謝って終わった件がなかったか。

事 務 局 ③の慰藉料請求事件は市が敗訴した。事実関係を認めて慰藉料を支払っている。

会 長 複数の事件であることは確かである。

事 務 局 一つは権利濫用事件、もう一つは行政書士に依頼した者の氏名を開示せよという件で、審査請求と同時に訴訟も提起されていた。この訴訟も係属している。

会 長 廃棄した件も含めると3件になるのか。

事 務 局 廃棄した件がまさに行政書士に依頼した者の氏名を公開せよという裁判、同じ裁判である。非公開決定の取消訴訟から廃棄したことの慰藉料請求に切り替わった。

会 長 少なくとも「全く」は取るようにしたい。「上記訴訟と関連がある事実関係をもとにした」はどうか。「ないといえない」はちょっと後退した言い方になる。結果としては同じことになる。

委 員 結果としては同じことであり、相手に対してもはっきり言うよりもこの表現でよいと思う。

会 長 同じ争点でないから「全く」を取ればよいかと思う。

委 員 最高裁判所の判例については言及しないのか。

会長 条例第19条第5号イの該当性について、一般的方針が含まれるかということであるが、内容を見ると、一般的に訴訟を起こされたらどういう対応をするかというマニュアルのようなものを出すのがよいかどうかという中で一般的方針というのが出てきているので、本件には当てはまらないと判断したので引用しなかった。

少し表現で気になるところがあるが、一任していただき、答申することによるしいか。答申としてまとめたものは各委員に報告として送付する。

【全員了承】

④ 保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）

【議会事務局】

【以下、大和市個人情報保護条例第54条に基づき非公開】

担当課から審査請求の概要、経緯を審査会に説明し、委員との間で質疑応答があった。

（継続審議）

以上